

令和2年度（2020年度）  
金沢大学大学院法務研究科  
入学試験問題  
民 法

**B 日程入試**

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

## 令和2年度（2020年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。解答は、設問に示された日時にかかわらず平成29年改正後の民法によること

### 問題1（10点）

以下の事項について、典型例を挙げて簡潔に説明しなさい。

- ・胎児の権利能力

### 問題2（15点）

次の事例を読み、〔問い〕に答えなさい。

2017年4月、Xは、マイホーム用の土地を探していたところ、割安の土地があったので購入することとし、Yとの間で土地甲（更地）の売買契約を締結した。ただ、甲の一部は道路位置指定がされており、Yはこのことを知っていたが、Xはこのことを知らなかった。契約の際、Xは、マイホーム建築のための土地購入だと明示したが、甲は普通のマイホームを建てられる土地なので、Yは、特に道路位置指定について言及しなかった。同年4月末、YからXへ甲の所有権移転登記がなされ、甲はXへ引き渡された。

その後、Xはマイホーム建築計画を進めていたが、2017年5月、Xの自宅建築を請け負う予定であった建築業者Cの調査に基づき、Xは、甲に道路位置指定があり、甲はXが建築を予定しているようなマイホームを建てることのできない土地であることを初めて知った。しかし、Xは、その直後、自損事故を起こして長期の入院を余儀なくされ、甲に関することは一切できなくなった。また、これにより、Cとの関係も切れてしまった。

Xが退院したのは2018年7月であった。2018年8月、XはYに対し、甲には道路位置指定があり建物が建てられない旨を連絡した。

〔問い〕

Xは、Yに対し、甲の売買契約を解除するとし、支払代金の返還を請求した。この請求が認められるかについて、Yからのあり得る反論、Xからの再反論を踏まえ、法的根拠を示して自己の見解を述べなさい（意思表示の瑕疵の問題は扱う必要はなく、記載しても得点にならない。現在は、2019年10月である）。

※道路位置指定とは、将来、道路にする土地であると指定することであり、指定部分に建物を建てることができなくなる。